

予防面では、地域における非行防止ネットワークの形成による情報交換、対応が難しい事案に対する相談、外部講師による非行防止教室の開催などの取組が挙げられます。暴力行為の発生後は、状況を判断した上での関係機関（警察、児童相談所、保護観察所、家庭裁判所など）とのためらわない連携、学校だけで解決が困難な状況や専門家の介入が必要な場合にはサポートチームの結成や単一機関への援助依頼をするなど連携を進めていくことが問題の早期解決につながることであります。

第6節 いじめ

1 いじめ問題の理解

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものになっています。教員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者になり得るものであることを十分に認識しておく必要があります。

(1) いじめをとらえる視点

いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が難しいところに特徴があります。文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の定義では、いじめは、昭和 60 年以來「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、その後、平成 18 年に「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」と変更されました。いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として見直すことで、児童生徒がいじめを認知しやすいようにしたものと考えられます。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位一劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。そのために、いじめられる児童生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねないのです。

(2) いじめの構造

いじめを理解する上でもうひとつの重要な視点は、いじめが意識的かつ集行的に行われるということです。いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれていきます。そこには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいます。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つのです。日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を

行うことが望まれます。

(3) いじめる心理

いじめの背景にあるいじめる側の心理を読みとることも重要です。不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくありません。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から児童生徒の生活をみることでいじめの未然防止にもつながります。

いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられます。

2 いじめ問題への対応

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていくことが必要です。いじめが生じた場合には、いじめられている児童生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行うと同時に、学校全体として社会性をはぐくむ取組につなげていくことも大切です。

(1) いじめの早期発見と早期対応

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切です。そのためには、表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをよせ、違和感を敏感に感じ取る必要があります。また、アンケートや面接を通して児童生徒の声が教員に届くように、相談したいという信頼関係を日常的に築いておきたいものです。いじめ発見のルートは、①本人の訴え、②教職員による発見（担任、養護教諭、事務職員など）、③他からの情報提供（児童生徒、保護者、地域、関係機関など）に大別されます。多面的な情報を付き合わせて全体像を把握し的確な対応を行うためには、協働的な生徒指導体制が機能していることが不可欠の前提となります。

(2) 組織的対応の進め方

いじめを把握したら、関係者が話し合い、対応チーム（生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、担任などで構成）を組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応を進めます。いじめられている児童生徒には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努めます。必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得ることも忘れてはなりません。いじめの内容によっては、教育委員会や警察との連携協力を行うことも必要に

なります。加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させます。丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行います。いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続していたという事例もみられるので、卒業まで定期的に話し合う機会を持つなどの配慮も必要です。

(3) いじめ対策としての開発的・予防的生徒指導の充実

いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもとより、特別活動などの体験学習などを通じて、児童生徒同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動を進める必要があります。今後、人権感覚を養うとともに、共同社会の一員であるという市民性意識と社会の形成者としての資質を育成するための開発的・予防的な生徒指導がますます求められているといえるでしょう。また、発達障害がある児童生徒が周囲の児童生徒からいじめを受けることがあります。そのため、障害への理解を進めるための指導や、互いの違いを認め合う学級経営・ホームルーム経営が必要となります。

第7節 インターネット・携帯電話にかかわる課題

インターネット・携帯電話の普及に伴い、児童生徒の情報活用能力の育成が求められています。それらの使いすぎによって児童生徒の生活習慣が崩れるケースや、さらには後述のような深刻なトラブルが発生しています。そのため、生徒指導の面では、使いすぎや学校などへの不必要な持ち込みなどを注意するとともに、利用時の危険回避など情報の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育が不可欠です。指導の際には、児童生徒自身が、被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手を貸さない、という視点が大切です。ここでは、実際のトラブルの概略と、問題把握時における対応の基本などについて概説します。

【コラム】 情報活用能力

情報活用能力とは、高度情報通信ネットワーク社会が進展していく中で、児童生徒が、コンピュータやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できることであり、情報教育の目標としての「情報活用能力」を次の三つに整理している。

○情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

○情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

○情報社会に参画する態度